



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 アーバンライフ株式会社
代表者名 代表取締役社長 許 斐 信 男
(コード番号 8851 東証第二部)
問合せ先 取締役 山本 敏之
(TEL 078-452-0668)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 1 月 25 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせした紫野門前町アーバンライフ管理組合管理者より京都地方裁判所に提起されていた損害賠償請求訴訟について、平成 27 年 5 月 19 日付で和解が成立いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社が平成 12 年に竣工・引渡を行った分譲マンション「紫野門前町アーバンライフ」(以下、「本マンション」という。))において、当社及び本マンション施工会社に対し、工事における盛土・埋戻しの施工品質不良および、基礎地盤の支持力確認ミス等の瑕疵があるとして、6,318 万 5,500 円の損害賠償金及びこれに対する遅延損害金を求める訴えがなされました。

当社は原告の主張する損害賠償責任はいずれもないとして、当社の正当性を主張してまいりましたが、今般、裁判所より和解の勧告があったことを受け、和解金額は、訴額の約 3.6%に過ぎず、客観的にみて当社の責任を認める主旨のものではないと評価できる等の理由から、訴訟が提起され既に3年が経過し、訴訟を継続した場合に要する時間・費用等を勘案した結果、和解による早期解決を図ることが最も合理的であると判断いたしました。

2. 訴訟の相手方の概要

- (1) 名称 紫野門前町アーバンライフ管理組合管理者
- (2) 所在地 京都市北区紫野門前町 56 番3
- (3) 代表者の氏名 理事長 高垣 幸平

3. 和解の内容

- (1) 当社は、原告に対し 229 万円を解決金として支払うこと
- (2) 原告は、本マンションの売主の瑕疵担保責任を請求することができる期間が経過していることを確認し、その余の請求を放棄すること。
- (3) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4. 今後の見通し

本件による平成 28 年 3 月期の業績に与える影響は軽微であります。

以 上